

平成 30 年 12 月 21 日

## 外来診療費着服事件の対応状況について

大館市立扇田病院長

平成 29 年 6 月に発覚した外来診療費着服事件については、患者さんをはじめ、市民の皆さんに多大なるご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

医事業務委託会社の元従業員が着服を認めたことから、着服された期間の委託会社である(株)ニチイ学館及び東北ビル管財(株)に対し損害賠償請求をしました。

また、元従業員の着服行為は、当院を利用していただいている患者さんへの背信行為であり、市立病院という公的医療機関としての当院の信頼を大きく失墜させる極めて悪質かつ重大な行為であることから、厳重な刑事処分がなされることを求め被害届と告訴状を秋田県警に提出しました。

ここに、現在までの事件の対応状況について、ご報告いたします。

### 1. 株式会社ニチイ学館との損害賠償請求交渉

(株)ニチイ学館は、元従業員の使用者責任を認め、医事業務委託期間（平成 20 年 3 月～22 年 6 月）における被害額元金全額（12,760,201 円）及び遅延損害金（1,552,714 円）の支払いに応じたため、平成 30 年 9 月 28 日に解決金 14,312,915 円を受領して解決した。

### 2. 東北ビル管財株式会社との損害賠償請求裁判

被害額全額の支払には応じられない旨の回答を得たことから東北ビル管財(株)とこの不法行為を行なった者に対し、医事業務委託期間（平成22年7月～29年4月）の被害額元金の全額及び遅延損害金の支払いを求め、損害賠償請求訴訟を秋田地方裁判所大館支部に提起した。（以下、扇田病院を「原告」、東北ビル管財(株)を「被告会社」、不法行為を行なった者を「被告個人」という。）

(1) 平成29年11月28日：提訴

(2) 平成30年 1月25日：第1回口頭弁論

原告の主張・立証

被告会社の主張・立証、被告個人の主張

(3) 平成30年 3月20日：第1回弁論準備手続

被告会社の立証

(4) 平成30年 5月22日：第2回弁論準備手続

原告の主張・立証

被告会社の主張

(5) 平成30年 7月10日：第3回弁論準備手続

原告の主張・立証

- (6) 平成30年 9月11日：第4回弁論準備手続  
原告の主張・立証
- (7) 平成30年11月 6日：第5回弁論準備手続  
原告の立証  
被告会社の主張
- (8) 平成30年12月11日：第6回弁論準備手続  
被告会社は欠席

被告個人は、全て欠席している。

- (9) 次回、平成30年12月25日第7回弁論準備手続の予定

今後も審理が継続される予定ですが、原告として、「被告会社は、元従業員に対し使用者責任がある。」ことを主張し、元借金全額支払いを求めています。

### 3. 刑事事件について

- (1) 被害届の提出（被害期間、被害額）

1回目：平成30年 5月 6日（平成29年4月3日～4月7日 608,778円）  
}

8回目：平成30年12月14日（平成27年1月5日～6月30日 10,218,039円）  
累計：（平成27年1月5日～平成29年4月25日 52,483,048円）

- (2) 告訴状の提出

平成30年5月8日：元従業員の着服行為は、刑法第253条の業務上横領に該当すると認められるので、厳重な刑事処分を求めるため告訴した。

- (3) 容疑者逮捕

平成30年7月9日：元従業員が業務上横領の疑いで逮捕される。

- (4) 容疑者起訴

1回目：平成30年 7月30日  
2回目： " 9月28日  
3回目： " 10月30日  
4回目： " 11月26日

- (5) 刑事裁判

第1回公判：平成30年10月 3日  
第2回公判： " 11月27日

今後も、刑事裁判での審理が継続される予定です。

大館市立扇田病院 ☎ 5 5 - 1 2 5 5